

茨城県報 第 9 5 号

平成元年12月4日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●区画漁業の免許(漁政課).....	1
●道路の区域変更(5件)(道路維持課).....	2

公 告

●地方卸売市場の開設(流通園芸課).....	5
●地方卸売市場の廃止(").....	5
●卸売業務の許可(").....	5
●卸売業務の廃止(").....	6
●県営土地改良事業計画(2件)(農地管理課).....	6
●地籍調査の成果認証(農地計画課).....	7
●開発行為の工事完了(建築指導課).....	7
●建築許可に関する聴聞(").....	8

告 示

茨城県告示第1326号

霞ヶ浦北浦海区における区画漁業を漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、平成元年11月27日付けで次のとおり免許した。

平成元年12月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 免 許 番 号 霞北区第62号

2 漁場計画の際の公示番号

霞北区第62号

3 漁業権者の住所及び氏名

茨城県行方郡潮来町大字水原452

窪 谷 充

4 免 許 の 内 容

漁業権の種類、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類及び漁業の時期については、平成元年6月1日付け茨城県告示第698号及び同年9月28日付け同告示第1099号で公示した内容のとおり。

5 制 限 又 は 条 件

- (1) 養殖できる水産動物は、コイ、フナ、キンギョ、ソウギョ、レンギョ、ニジマス、ナマズ、ウナギ、テラピア及びエビ類に限る。
- (2) 国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) いけす網の設置面積は、750平方メートル以内とする。

6 存続期間 平成元年12月1日から平成3年8月31日まで

茨城県告示第1327号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成元年12月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年12月4日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 那珂湊大洗線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
那珂湊市大字部田野 3225番10地先から	旧	最大 20.0	1,253.0	
		最小 8.0		
那珂湊市大字西十三奉行 11645番4地先まで	新	最大 49.0 最小 25.0	1,253.0	改良工事による区域 変更

茨城県告示第1328号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成元年12月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年12月4日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 磯崎港線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂湊市大字西十三奉行 11645番4地先から	旧	メートル 最大 20.0	メートル 1,253.0	
		最小 8.0		
那珂湊市大字部田野 3225番10地先まで	新	最大 49.0	1,253.0	改良工事による区域 変更
		最小 25.0		

茨城県告示第1329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成元年12月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成元年12月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中根平磯磯崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂湊市大字部田野 2244番1地先から	旧	メートル 最大 26.5	メートル 1,483.0	
		最小 8.0		
那珂湊市大字西十三奉行 11645番4地先まで	新	最大 51.0	1,483.0	改良工事による区域 変更
		最小 25.0		

茨城県告示第1330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成元年12月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成元年12月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高萩塙線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
高萩市大字上手綱字大平国有林 4144イ109林班は小班内から	旧	メートル 最大 10.4	メートル 2,947.0	
		最小 4.0		
		最大 57.0	2,900.0	
		最小 13.5		
高萩市大字若栗字割石 405番1地先まで	新	最大 57.0 最小 13.5	2,900.0	旧道移管による区域 変更

茨城県告示第1331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成元年12月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年12月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水沼磯原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市磯原町豊田字一本杉 896番地先から 北茨城市磯原町豊田 狸々河原335番地先まで	旧	メートル 最大 10.30	メートル 1,224.00	
		最小 6.00		
		最大 28.00	823.70	
		最小 18.00		
北茨城市磯原町豊田字一本杉 896番地先から 北茨城市磯原町豊田字油田 1076番地先まで	新	最大 28.00	823.70	旧道移管による区域 変更
北茨城市磯原町豊田字油田 1076番地先まで		最小 18.00		

公 告

●地方卸売市場の開設

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定により、地方卸売市場の開設を平成元年11月24日付けで次のとおり許可した。

平成元年12月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 市場の名称
地方卸売市場県西中央青果株式会社
- 2 市場の位置
猿島郡総和町大字柳橋字八反田 510 番地の 1
- 3 取扱品目の部類
青果部
- 4 市場の開設者
県西中央青果株式会社

●地方卸売市場の廃止

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次の地方卸売市場の廃止を平成元年11月24日付けで許可した。

平成元年12月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 廃止する市場の名称
県西青果地方卸売市場株式会社
- 2 廃止する市場の位置
猿島郡三和町間中橋 177 番地の 1

●卸売業務の許可

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により、卸売業務を平成元年11月24日付けで次のとおり許可した。

平成元年12月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 卸売業務を行う市場の名称
地方卸売市場県西中央青果株式会社

- 2 卸売業務を行う市場の位置
猿島郡総和町大字柳橋字八反田 510 番地の 1
- 3 卸売業務を行う者
県西中央青果株式会社

~~~~~

●卸売業務の廃止

茨城県卸売市場条例第11条第1項の規定により、卸売業務の廃止の届出があったので同条例第25条第1項第2号の規定により公告する。

平成元年12月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 廃止する卸売業者名  
県西青果地方卸売市場株式会社
- 2 廃止する卸売業者の位置  
猿島郡三和町間中橋 177 番地の 1

~~~~~

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鰯川地区土地改良事業（農業用排水、農業用道路、暗渠排水・客土）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年12月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
県営鰯川地区土地改良事業農業用排水、農業用道路、暗渠排水・客土計画書写し
- 2 縦覧期間
平成元年12月5日から平成元年12月25日まで
- 3 縦覧場所
鹿島町役場 神栖町役場

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営観音川流域Ⅱ期地区土地改良事業（区画整理）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年12月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営観音川流域Ⅱ期地区土地改良事業（区画整理）計画書写し

2 縦覧期間

平成元年12月5日から平成元年12月25日まで

3 縦覧場所

協和町役場 真壁町役場 大和村役場

●地籍調査の成果認証

那珂郡東海村，東茨城郡小川町における地籍調査の成果は，国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成元年12月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

|            |                                                                                                 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称 | 那珂郡東海村，東茨城郡小川町                                                                                  |
| 調査を行った期間   | 那珂郡東海村大字照沼，大字村松の各一部<br>昭和61年7月15日から昭和61年12月20日まで<br>東茨城郡小川町大字倉数の一部<br>昭和63年9月12日から昭和63年11月10日まで |
| 認証年月日      | 平成元年11月27日                                                                                      |

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年12月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡守谷町みずき野8丁目10番1から7，11番1，11番10から16，12番，13番1から9，14番1から9，15番1から7，15番10から15

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

三井不動産株式会社

代表取締役社長 田中 順一郎

## ●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

平成元年12月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 平成元年12月11日 午前10時
- 2 聴 聞 場 所 勝田市大字中根字深谷津3331番38(仮換地街区45-2)
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。  
レストラン及び住宅
- 4 申請者住所氏名 勝田市泉町5番1号  
株式会社幸鶴 代表取締役 大 谷 常 夫
- 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 新築  
申請延面積 737.29平方メートル
- 6 敷 地 面 積 2,713平方メートル
- 7 建築物の位置 勝田市大字中根字深谷津3331番6, 同番38, 同番42(仮換地街区45-2)

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292(21)8111(代)